

政令第二百八十号

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

理由

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。